

広島市文化交流会館(会議室)使用許可申請書

(あて先)

広島市文化交流会館 指定管理者
 広島アートウインド運営企業体代表者
 Fun Space株式会社 代表取締役社長

次のとおり申請します。
 使用に際しては、広島市文化交流会館条例、同条例施行規則及びこれらに基づく指示に従います。

(注)太枠内のみ記入して下さい

使用施設	広島市文化交流会館	申請年月日	年	月	日
申請者	住所 〒				
	名称・氏名				
担当者	氏名				
	連絡先(TEL	-	-)	
用途・行事内容(具体的に記入してください。)					
※行事内容のわかる企画書等があれば添付をお願いします。【入場予定人員 人】					

使用許可伺

許可年月日	年	月	日
許可番号	No.		
変更前年月日	年	月	日
変更前番号	No.		
使用許可条件			
承認者2	承認者1	係	

使用年月日・使用時間(準備・撤去を含む)を記入してください。

室名	使用年月日			年			月			日		
	自	時	分	至	時	分	自	時	分	至	時	分
銀河(全室)	自	時	分	至	時	分	自	時	分	至	時	分
銀河(半室)	自	時	分	至	時	分	自	時	分	至	時	分
十字星	自	時	分	至	時	分	自	時	分	至	時	分
ルミエール(全室)	自	時	分	至	時	分	自	時	分	至	時	分
ルミエール(半室)	自	時	分	至	時	分	自	時	分	至	時	分
プロヴァンス	自	時	分	至	時	分	自	時	分	至	時	分
すみれ	自	時	分	至	時	分	自	時	分	至	時	分

使用上の注意事項

- 1 次の場合に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることがあります。
 - (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
(具体例)
 - ・ 犯罪行為又は犯罪行為を助長する等のおそれがあるとき。
 - ・ 暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められるとき。
 - ・ わいせつな行為その他の善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うために使用するとき。
 - ・ 特定商取引に関する法律その他の商品取引又は消費者保護に関する法律で規制された手段を用いて商品販売や会員勧誘を行うために使用しようとするとき。
 - ・ 常設の店舗・事務所がないなど、販売商品の瑕疵担保責任など消費者に対する販売者としての通常の義務が果たせないおそれがあるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
(具体例)
 - ・ 建物の壁面、窓ガラス、床面、天井、備付備品等を傷つけるおそれのあるとき。
 - ・ ガソリン、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険な物の使用を伴う事業を行うために使用しようとするとき。
 - ・ 特に火の使用を認められている室以外の室を、火の使用を伴う事業を行うために使用しようとするとき。
 - (3) 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
(具体例)
 - ・ 音、におい、振動等により他の使用者等に耐えがたい苦痛をもたらすような事業を行うために使用しようとするとき。
 - (4) 使用者が広島市文化交流会館条例又は同条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
 - (5) 使用者が使用条件に違反したとき。
 - (6) その他管理運営上支障があるとき。
 - 2 次の者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることがあります。
 - (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
 - (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
 - (4) その他管理運営上支障があると認められる者
 - 3 第1項の処分不服があるときは、地方自治法第244条の4第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に広島市長に審査請求ができます。
 - 4 特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ許可を受けてください。
 - 5 使用者は、広島市文化交流会館の施設及び附属設備について許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用権を譲渡してはいけません。
 - 6 広島市文化交流会館の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
 - 7 市又は広島アートウインド運営企業体は、第1項の処分により使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負いません。
 - 8 使用者は、前各項に定めるもののほか、次の事項を守ってください。
 - (1) 収容定員を超えて入場させないこと。
 - (2) 火気を使用する場合は、あらかじめ関係職員に届け出て、その指示を受けること。
 - (3) 許可を受けた場合を除き、募金、署名、募集、集会等を行わないこと。
 - (4) 騒音、怒声、悪臭を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (5) ガソリン、火薬類等引火又は爆発のおそれがある危険な物を持ち込まないこと。
 - (6) 関係職員の指示に従うこと。
 - 9 使用許可の取消し又は使用許可内容の変更を行う必要が生じたときは、直ちに所定の手続きを行ってください。
- ※使用許可に係る審査基準・処分基準は、1階受付に備え付けています。